

# 令和6年度 第4回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和6年8月21日

と ころ：山梨県 J A 会館

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (7) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (8) その他

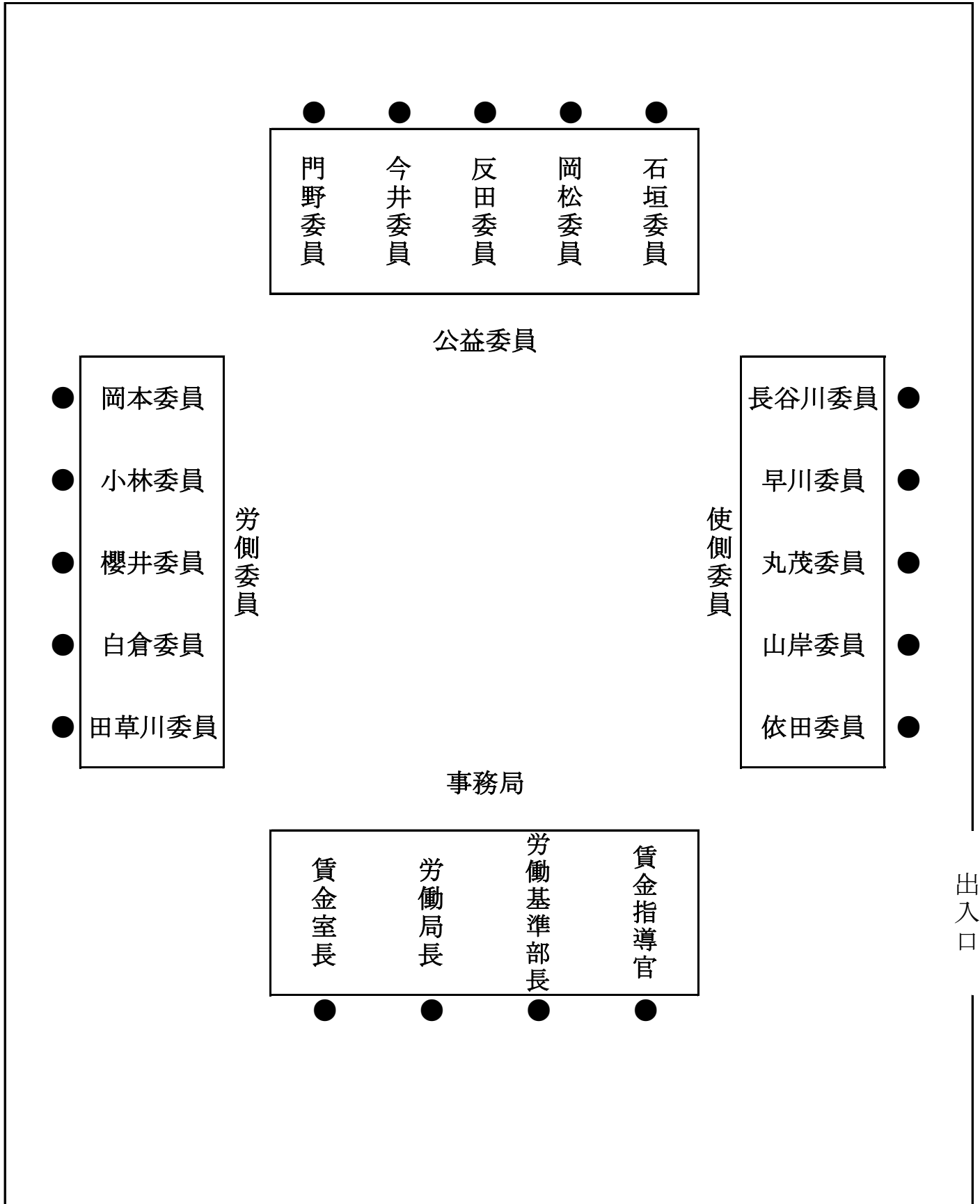
### 3 閉 会

# 第4回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時: 令和6年8月21日(水)

午前10時00分～

場所: 山梨県JA会館6階中会議室



山梨地方最低賃金審議会  
審 議 資 料

(第4回本審議会)

令和6年8月21日

## 令和6年度 第4回審議会 (R6.8.21)

### 配付資料目次

1	最低賃金法 (抜粋)	1
2	最低賃金審議会令 (抜粋)	3
3	異議申出書 (ユーコープ労働組合 ほか)	5
4	最低賃金決定の仕組み	11
5	令和6年度最低賃金改正等の推進について	13
6	【参考資料】 2024年度山梨県最低賃金改定に対する異議申し立て	17

## 最低賃金法（抜粋）

## 第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。 **【8/5 公示】**

2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

**【8/20 異議申出締切】**

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

**【本日 8/21 諮問】**

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

## 第14条（地域別最低賃金の公示及び発効）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。 **【8/30 官報公示】**

2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

**【10/1 効力発生】**

## 第25条（専門部会等）

最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。 **【専門部会設置は必須】**

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

**【山梨では各側3名】**

4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

## 最低賃金審議会令(抜粋)

## 第3条(委員の推薦)

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

- 2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

## 第6条(最低賃金専門部会)

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

(第2項、第3項省略)

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

2024年8月14日

山梨労働局長 高西 盛登 様

ユーコープ労働組合  
中央執行委員長

## 2024年度山梨県最低賃金の改正答申に対する異議申し出書

「山梨地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

## 記

1. 山梨県の最低賃金を時間額 988 円とすることに不服を申し立て、県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準へ、大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。

2024年度中央最低賃金審議会はABCランク一律に50円の目安額を示しました。引き上げ幅、引き上げ率ともに過去最大ですが、この目安額は、物価上昇の後追いにすぎず、最低賃金近傍の労働者の生活改善には、つながりません。山梨県の最低賃金は目安通りの50円にとどまり、答申通りの時給 988 円で月 155 時間働いた場合の月収は 153,140 円、年収は1,837,680円です。現実にこの金額で生活できるでしょうか？労働者の生計費は年々増加しています。社会保険料や税金などの負担も増えて、ここ数年は物価高騰により、その生活はますます厳しくなっています。

諸外国の最低賃金はオーストラリアではすでに約2,223円、イギリスは約2,102円、ドイツは約1,976円まで引き上げられており、日本の最低賃金がいかに低い水準であるかがわかります。非正規雇用労働者が全労働者に占める割合は4割を超え、その多くは時間給労働者です。最低賃金近傍で働かざるを得ない状況では、最低賃金の引き上げが自身の賃上げに直結します。

1日8時間働けば人間らしい生活ができる、最低賃金の大幅引き上げを求めます。そして、中小企業の事業主が安心して最低賃金の改定に伴う賃上げができるよう、中小企業への支援策の拡充や強化を国に働きかけるよう求めます。

2. 地域間格差の是正を図るため山梨県の最低賃金の引上げを求めます。また、全国一律最低賃金制度について議論し、国に対してその実現を求めてください。

今年度の東京都の最低賃金は1,163円、神奈川県は1,162円の答申が出され、山梨県との格差はそれぞれ175円、174円となります。東京都との格差は月収では27,125円、年収では325,500円と大きな格差となり、県内の労働者が最低賃金の高い地域に流出する要因の一つとなっています。

私たちの上部団体である全労連は全国28の都道府県で「最低生計費試算調査」(約4万8千人)を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上必要であることが明らかになりました。

地域間格差是正のために、山梨県の最低賃金を引き上げるとともに、ランク制度を廃止して全国一律最低賃金制度の創設を国に求めてください。

3. 意義に対する審議は、公開するよう求めます。また、意見陳述の機会を保障することを求めます。



以上

2024年8月19日

山梨労働局長  
高西 盛登 様

山梨県労働組合総連  
議 長  
住所 甲府市徳行4  
電話番号 055-28

## 2024年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

山梨地方最低賃金審議会は8月5日、24年度の山梨県最低賃金の改定について、現行の938円を50円引き上げて988円にすると答申しました。50円引き上げ改定となったことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。ここに更なる引き上げを求め、山梨県労働組合総連合として、下記の異議を申し出ます。

### 記

#### 1. 生活できる最低賃金への引き上げをお願いします。

答申通り時給988円の場合、月額15万3,140円（月155時間就労で計算した場合）となり、年収では183万7,680円です。貧困から抜け出せないワーキングプアである年収200万円に達しません。

非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、その多くは最低賃金近傍の時給で働かざるを得ない状況にあります。急激な物価高騰の中、このままでは、社会機能の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできません。世界に目を向けると、すでにオーストラリアで約2,223円となっているのははじめ、イギリス約2,102円、ドイツは約1,976円です。日本の最低賃金の水準は欧米の水準に届いていません。

一日8時間働けば人間らしい生活ができるように、私たちは「今すぐ時給1,500円以上」を要求します。中小企業への支援策の充実や強化を国に働きかけていただくとともに、最低賃金の大幅な引き上げを強く要請します。

#### 2. 地域間格差是正のために山梨県の最低賃金引き上げをお願いします。

今年度の東京都の最低賃金は答申通りであれば1,163円で、山梨県との格差は175円となります。月収では2万7,125円、年収では32万5,500円もの格差が生じます。県内の労働者が、最低賃金の高い地域に流れていく原因のひとつであり、地域社会の活力も失われてしまいます。全労連は、全国各地で「最低生計費試算調査」を実施し、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上が必要であり、地方でも都市部でも大きな差がないことを明らかにしました。また、今年も地域間格差が大きい地方においては、鳥取県のプラス7円をはじめ20地方で目安額を上回る答申が出されています。山梨県においても早急に隣県との格差是正を行うべきです。

ランク分けをやめ、中小企業への支援を拡充して、全国一律最低賃金制度創設を国に求めていただくとともに、地域間格差是正のためにも答申を上回る引き上げを要請します。

#### 3. 審議会や専門部会で女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。要望のある組織からの意見陳述を認めることを要請します。



以上



2024年8月19日

山梨労働局長  
高西 盛登 様

山梨県医療労働組合連合会  
執行委員長  
住所 甲府市德行4丁目3-1  
電話番号 055-287-6111

## 2024年度山梨県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、山梨地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を50円引き上げ、988円と改正する旨、答申されました。2002年度以降、最大の引き上げに貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、物価高騰、エネルギー高など今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、その重要性が増しています。地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。については、今年度の山梨県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかであり、最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げること。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されず、最高額の東京と本県との差は175円におよぶ。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘している。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結している。働く県によって初任給月額格差が約10万円にもなる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考える。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできない。再審議し、上積みをおこなうこと。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要であり、一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきである。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議すること。

以上



2024年8月19日

山梨労働局

局長 高西 盛登 様

自治労連山梨県事務

所長

甲府市徳行 4-3-

055-287-6361

## 2024年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

労働者の労働条件向上への施策実施にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、山梨地方最低賃金審議会は8月5日、24年度の山梨県最低賃金の改定について、現行の938円を50円引き上げ988円にすると答申しました。50円の引き上げ回答になったことに関係者各位のご努力に改めて敬意を表します。

今回は目安として全国一律50円が示された中、物価上昇のもとで県民生活がより厳しさを増している現実を踏まえ、早期に答申が出されたことは大変評価します。

しかし、国民の経済生活の実態や最低賃金周辺で雇用する職種が増えていることを考えれば、さらなる引き上げを図るべきです。

ここに当労働組合として、下記の異議を申し立てます。

### 記

#### 1. 生活できる最低賃金への引き上げをお願いします。

答申通り時給988円として、地方公務員並みに働いたとしても月168,500円程度、年収で200万円をわずかに超える程度です。年間でも102,000円程度の引き上げにしかありません。最低賃金ベースでコンビニ、スーパー、飲食などのサービス業や介護等ケア労働者など大勢の労働者が従事しています。多くは女性労働者でもあり、時代は「補助労働」ではありません。この収入を合わせて必死に家族の生計を維持しています。

24年度の国家公務員の人事院勧告では高卒初任給も188,000円が示されました。

私たちは全国での実態調査から「今すぐ時給1500円以上を」と主張していますが、国も1500円を想定しているものの、それは2030年代の中盤としています。しかしそれでは遅すぎます。人間らしい暮らしの実現と現在の物価高の鑑み、さらなる大幅引き上げを要請いたします。

なお、その際には、中小企業への支援策のさらなる強化も求めるものです。



2. 地域間格差是正のため全国一律最低賃金とするよう法改正を求めます。

最終的には確定されていないものの988円とした場合、隣県となる東京都1,163円で175円、神奈川県1,162円で174円、静岡県1,034円で46円、長野県998円で10円、それぞれ格差が生じます。8時間働いたとして東京都で1400円、静岡県で368円、長野県で80円の差が生じます。コンビニで売られている商品価格は全国同額です。より高い収入所得を求めて、人口流失が生まれる大きな要因でもあります。地域経済活性化のためにも、格差をつけるのではなく、全国一律同額としていくことが社会的に見て合理的と言えます。

ランク分けをやめ、中小企業への支援を拡充して、全国一律最低賃金制度にする法改正を国に求めていただきたい。合わせて上記指摘した格差が生じることは山梨県の地域経済にとって不合理であり、格差是正のため答申を上回る引き上げを要請いたします。

3. 異議に対する審議についても、公開の場で審議いただくとともに、意見陳述の機会を保障していただきたい。

この間の関係者のご尽力により、最低賃金審議会の審議の公開性が少しずつ確保されてきました。しかし、多くの働く者あるいは労働組合にとって、まだまだ審議会および審議過程は雲の上の存在に近い状況です。さらなる公開性や審議への意見陳述など、働く者が当事者として参加できるようご尽力をお願いいたします。

以 上

2024年8月20日

山梨労働局  
局長 高西 盛登 様

山梨県労地域工  
委員長 〇〇〇〇  
甲府市徳行4  
055-287

## 2024年度山梨県最低賃金額改定に対する異議申出書

山梨地方最低賃金審議会が、2024年度最低賃金の引き上げ答申を行いました。今回の引き上げ改定は、中賃の引き上げ目安を山梨県内の地賃に対しても同様に引き上げたもので、前例の無い引き上げ額に注目しています。

しかし、最低賃金制度を実効あるものとするために、何点かの課題について熟考いただきたく、「異議申し出」を行います。

### 記

#### 1. 第一に全国一律最賃制度の確立の重要性と地方最低賃金審議会の役割について

全国一律最低賃金の確立を早期にすすめる事を政府に申し入れるよう求めます。全国一律最低賃金制度を否定する根拠は無く、今日のように高度に発達した資本主義経済のもとでは、積極的に制度確立する事の積極的意義が大きくなっていると考えます。同時に対象とする勤労者の労働・生活環境改善に役立つ制度と考えます。

一方で地方最低賃金審議会の役割は大きく変化していると考えます。県内経済動向を見ても県域のみで成り立っていないことなどからも、県内最低賃金については近隣自治体との格差を解消する事が最大の使命と考えます。

以上の趣旨に基づき引き上げ幅の再検討を求めます。

#### 2. 第二に最低賃金が憲法25条を守るものであること

憲法25条にかかわって生活保護をめぐる裁判、年金減額や低年金をめぐる裁判が近年相次ぎ、憲法25条の意義と役割が改めて注目されています。最低賃金制度は、これ以上であることが期待されています。ところが、実態では様々な免除・優遇措置を含めたる生活保護世帯にも及ばない事態もあります。私たちの仲間による生活体験では、単身者の生活費は男女ともに約25万円以上が必要と報告されています。

最低賃金の大幅引き上げにむけて再度熟考することを求めます。

#### 3. 第三に格差と貧困の是正に有効な最低賃金の引き上げを

日本経済を支える国民の消費と賃上げの低迷からの脱出に向けて2024春闘では、大手企業の賃上げが積極的に行われ、中小企業にも一定波及しています。しかしこのような背景には、上場大企業を中心とする「内部留保」の積み増しが異常に続けられ、賃金抑制と下請け単価の切り下げなどが行われた結果です。大企業ばかりが栄えて国民・労働者が置き去りにされ、格差を拡大するような日本経済の在り方は見直しが求められていると考えます。そのために労働組合と政治の責任は重要と考えます。

県内においても年収1億円超えの高所得者は、この10年間に2.7倍に増加している一方で年収300万円未満世帯は36%、12万世帯となっています。また時給1500円未満の山梨県内の労働者数は約14万人とするデータが2022年に労働総研より明らかにされ、南関東では最も高くなっています。

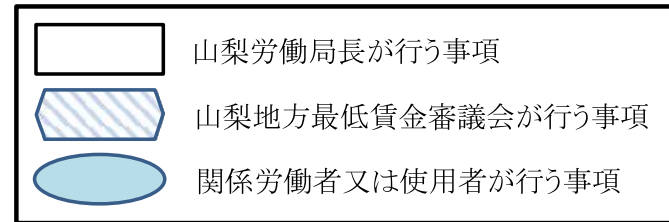
県内賃金の改善に有効な最低賃金の引上げについて再度検討ください。

#### 4. 第4に最低賃金近傍で働く労働者の意見陳述の機会を求めます。

以上

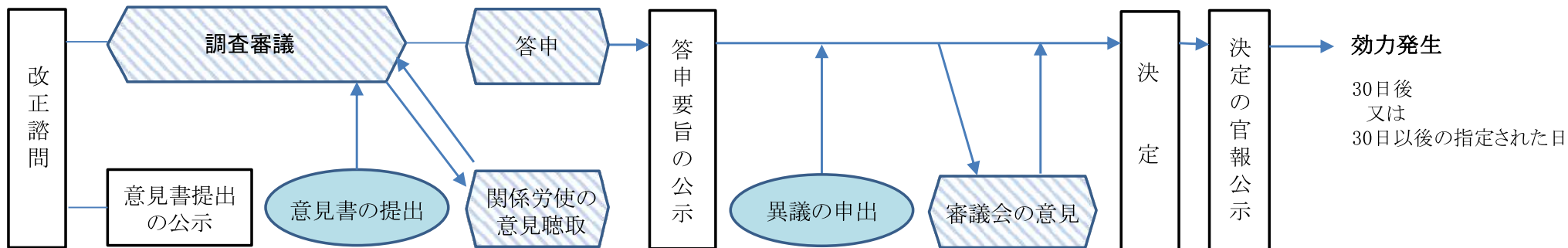


# 最低賃金決定の仕組み



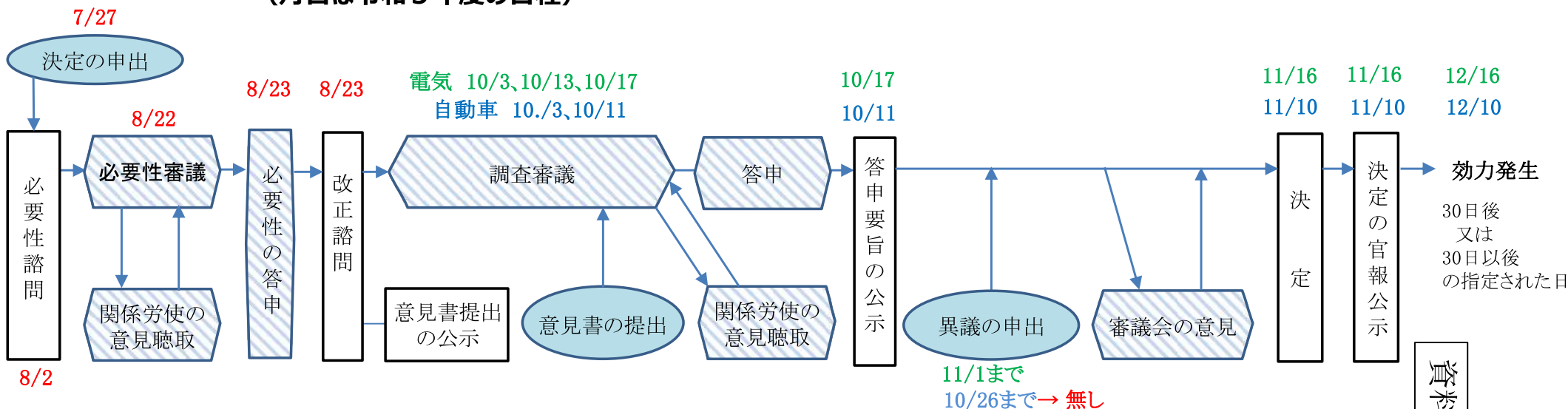
## 審議会方式による最低賃金

### 1 地域別最低賃金



### 2 特定最低賃金

(月日は令和5年度の日程)



(注) 審議会方式で、労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行うこととされている。

令和6年3月13日  
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

## 第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に関する代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会（以下「特定最賃検討委員会」という。）

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

- (1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態（本年6月分）
- (2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性（生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較）に関する資料及び消費者物価指数の推移
- (3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態
- (4) 新規学卒者の初任給の状況
- (5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況
- (6) その他必要な資料

## 第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

### 第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。



2024年8月20日

山梨労働局長 高西盛登 様  
山梨地方最低賃金審議会会長 反田一富 様

TEL: 

## 2024年度山梨県最低賃金改定に対する異議申し立て

### 【要求】

今年度の山梨地方最低賃金審議会で答申された最低賃金の「引き上げ額 50 円」は不十分であり、「**引き上げ額 55 円以上**」（時給 993 円以上）の実現を目指しての再議論を要求します。

### 【要求の理由・根拠】

・山梨県は東京都と隣接する「首都圏」でありながら現在の最低賃金（938 円）は東京都（1113 円）や神奈川県（1112 円）どころか全国加重平均（1004 円）すら大きく下回る「**最低賃金後進県**」であり、隣接自治体との最低賃金格差が全国ワーストという不名誉な状態が続いています。

また山梨県は最低賃金の伸び率自体も低い状況が続き、その結果かつては山梨県より低かった隣県の長野県（948 円）にも逆転されました。

・山梨県の最低賃金の金額や伸び率の低さは物価高が急伸する現在の状況下で労働者の生活を苦しめており、そして東京など大都市圏との大きな賃金格差が県民…特に若者の県外流出…ひいては山梨全体の活力、経済の衰退に繋がっています。

また県東部などでは地元より最低賃金がずっと高い東京や神奈川の事業所で就業する人も多いようですが、それは当たり前の話でしょう。

県民の生活を改善し、若者の県外流出や企業の人手不足を改善するためにも「東京に隣接しながら最低賃金後進県」の**山梨県には毎年全国平均を大きく上回る最低賃金の引き上げが必要です。**

・そもそも世界中のほとんどの国家で最低賃金は全国一律です。現在日本における 47 都道府県毎に異なる議論で改定される状況が異常であり、その原因で拡大してきた最低賃金の都道府県格差を縮小するために全国一律化や格差縮小に向けた議論が活発化しています。

・今年度の中央最低賃金審議会においては「50 円」の引き上げ額が提示されましたが、それはあくまで大都市圏を念頭に置いた目安の金額です。東京や神奈川に隣接しながら全国加重平均にも達しない山梨県でただ同額が答申された今回の審議会の対応は甚だ遺憾です。

・**今年度の都道府県毎の最低賃金審議会においては愛媛県で 59 円、島根県で 58 円、鳥取県で 57 円など 50 円どころか 55 円以上の答申の自治体が続出しています。最低賃金の隣接自治体格差ワーストを喫する山梨県も 50 円に上乘せし、さらに 5 円以上は引き上げが必要です。**

・田舎などムラ社会的気風の残る地域では、最低賃金を上回る時給で募集をかけようとする経営者に他の経営者が圧力をかけ賃上げを頓挫させ、結果最低賃金スレスレの募集ばかり横並び全体の募集も低調となる「低賃金カルテル」が問題視されています。

しかし全国チェーン店などはそのような圧力に屈せずより好待遇の時給で募集するので採用で有利になっていきます。



とくに山梨県には来年、全国一律 **1500 円**以上という東京都の最低賃金をも大きく上回る時給で有名な大型商業施設・コストコがオープンします。コストコの開業で逆に既存の低賃金の事業所ほど人材の流出も加速するでしょう。このような「低賃金カルテル」の打破にも最低賃金引き上げが有効です。

### 【最低賃金議論の前提として必要な正しい知識について】

…労働生産性の停滞が続き「失われた 30 年」と呼ばれる状況が続いてきた日本。日本の製造業の労働生産性は先進国でも上位の一方、雇用の割合で最も多いサービス業等の第三次産業の低さが大きな課題とされています。ここ数十年の日本の最低賃金引き上げ率は他の先進国・新興国と比べ著しく低く、諸外国のような人件費増加に対応した設備投資拡大による生産性向上…ではなく低賃金雇用にあぐらをかいた守旧的な経営スタイルの普及、過剰な保護策で延命するゾンビ企業の増加…等々が産業の新陳代謝を阻み日本の労働生産性が向上しない一因と分析されています。そもそも日本の最低賃金引き上げ議論の場においてはその引き上げに消極的なリフレ派経済学者や特に中小企業を中心とする経営者サイドからの誤った言説が政府内でも膾炙し、議論を停滞させてきました。

ここでは逆に最低賃金議論で頻出する誤った俗説の否定を記述します。そのうえで反田会長をはじめ出席委員の皆様におかれましては正しい前提知識のうえで再度、山梨県における最低賃金の引き上げ議論を行っていただくことを望みます。

間違い「労働者の能力と賃金は労働市場で均衡するものであり、労働者の能力を上回る最低賃金を設定したら失業率が増加する。そもそも最低賃金は不要である」

→そのような新古典派経済学の完全競争モデルは机上の空論です。現実世界の労働市場は不完全競争的であり「モノブソニー」が存在し、経営者による「買い叩き」が発生します。モノブソニーによる搾取から労働者を保護するために近代以降世界各地で労働者組合や最低賃金制度が普及していきました。なお 2021 年には最低賃金の引き上げと失業率が連動しない分析結果を発表したカード教授らの研究がノーベル経済学賞を受賞し注目を集めました。

間違い「中小企業の生産性が低いのは大企業の下請けイジメが一番の原因であり、下請けイジメが解消されない限り最低賃金引上げは困難」

→中小企業庁調査によれば中小企業のうち下請け事業者は 5%程度に過ぎず、第三次産業を中心とするその他ほとんどの中小企業は下請けイジメと無縁の存在です。なお製造業や建設業など下請け割合の多い業種の中小企業は比較的労働生産性が高く給与も最低賃金を大きく上回る傾向にあります。

間違い「中小企業の労働分配率は既に 8 割に達しこれ以上の人件費＝最低賃金の引上げ能力はない、これ以上引き上げれば雇用を維持できない」

→ここ十年程の平均的な中小企業の労働分配率の内訳には社長などの役員報酬が 3 割程度含まれており（大企業はせいぜい数%）、これを除外すれば大企業と同水準の 5 割程度です。そのうえ今年 3 月には中小企業の労働分配率が 7 割まで低下していると報道されました。（日本経済新聞 2024 年 3 月 4 日）

中小企業の多くには従業員の賃金引き上げ余力、支払い能力はまだまだ充分あります。経営者側も少しは労働者のために譲歩してはいかがでしょうか。

以上



山梨労発基 0821 第 1 号  
令和 6 年 8 月 21 日

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富 殿

山 梨 労 働 局 長  
高 西 盛 登

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、下記のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

記

1 異議申出日及び申出者

令和 6 年 8 月 14 日 ユーコープ労働組合  
令和 6 年 8 月 19 日 山梨県労働組合総連合  
令和 6 年 8 月 19 日 山梨県医療労働組合連合会  
令和 6 年 8 月 19 日 自治労連山梨県事務所  
令和 6 年 8 月 20 日 山梨県労地域ユニオン

(案)

令和6年8月21日

山梨労働局長  
高西盛登 殿

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日、貴職から8月5日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記1の者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記2の結論に達したので答申する。

記

1 異議申出者

ユーコープ労働組合  
山梨県労働組合総連合  
山梨県医療労働組合連合会  
自治労連山梨県事務所  
山梨県労地域ユニオン

2 審議結果

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。



令和6年8月9日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会  
特定最低賃金検討委員会  
委員長 今井 幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の  
有無について（報告）

当委員会は、令和6年7月30日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において  
付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認め  
るとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

#### 記

公益代表委員	今井 幸一	門野 圭司
労働者代表委員	小林 賢	櫻井 澄人
使用者代表委員	早川 幸夫	山岸 正宜



令和6年8月9日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会  
特定最低賃金検討委員会  
委員長 今井 幸一

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（報告）

当委員会は、令和6年7月30日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	今井 幸一	門野 圭司
労働者代表委員	小林 賢	櫻井 澄人
使用者代表委員	早川 幸夫	山岸 正宜

(案)

令和6年8月21日

山梨労働局長  
高西盛登 殿

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一 富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月30日付け山梨労発基0730第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(案)

令和6年8月21日

山梨労働局長  
高西盛登 殿

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月30日付け山梨労発基0730第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。





山梨労発基 0821 第 3 号  
令和 6 年 8 月 21 日

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富 殿

山 梨 労 働 局 長  
高 西 盛 登

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）



山梨労発基 0821 第 4 号  
令和 6 年 8 月 21 日

山梨地方最低賃金審議会  
会 長 反 田 一 富 殿

山 梨 労 働 局 長  
高 西 盛 登

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金  
（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 2 号）